

第1章 計画策定について

1 計画策定の目的と国の動向

(1) 目的

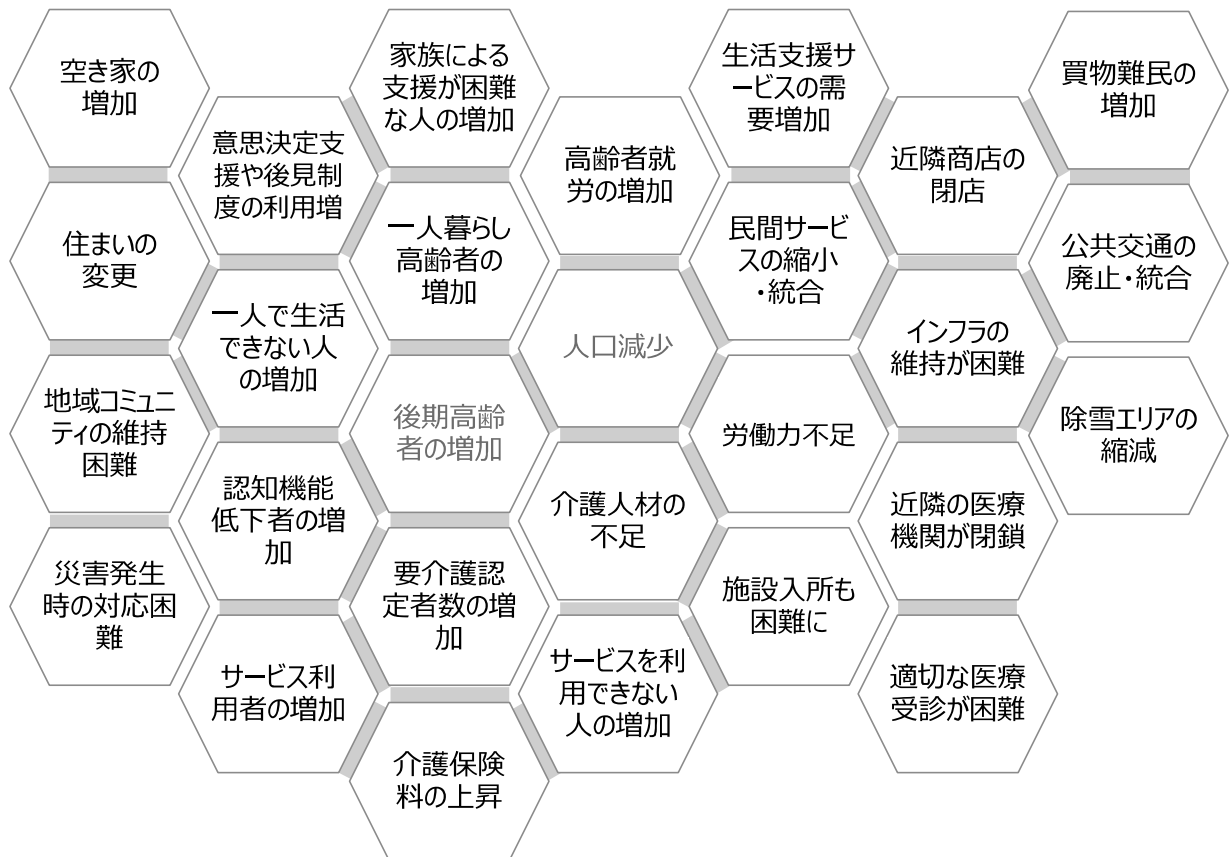
介護保険制度がスタートした平成12年（2000年）当時、鳥取市の高齢者人口は38,916人、高齢化率は19.4%でしたが、令和2年（2020年）には1.4倍の54,779人、高齢化率は29.4%と大きく伸び、団塊ジュニア世代¹が65歳以上となる令和22年（2040年）には高齢者人口がピークに達し、高齢化率は35.6%となる見通しです。その後も生産年齢人口（15歳～64歳）の減少に伴って高齢化率は令和37年（2055年）頃までゆるやかに上昇、また要介護認定率が高い後期高齢者（75歳以上）の人口に占める割合は、令和37年以降も一貫して上昇を続けます。

このような超高齢社会の進行によってひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するとともに、生産年齢人口の減少に伴う高齢者を支える担い手不足はもちろん、地域生活での困りごとがますます顕在化していくことが予想されます。

こうした中で令和22年（2040年）を見据え、健康寿命の延伸と年齢を重ねても住み慣れた地域で共に支え合いながら、生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを目指すため、第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

人口減少や後期高齢者の増加によって地域はどうなるか

これから私たちは、人口減少や後期高齢者の増加に伴い、様々な社会の変化に直面します。要介護認定者や介護保険サービス利用者の増加だけでなく、労働力不足によってインフラや医療・介護・福祉サービスの維持が困難になることは、高齢者に限らずすべての人の生活に大きな影響を与えると予想されています。



¹ 団塊ジュニア世代：昭和22（1947）年～昭和24（1949）年の第1次ベビーブームに生まれた「団塊の世代」の子ども世代

(2) 国の動向

ア) 基本的な考え方

- 令和 22 年（2040 年）頃には高齢者人口の中で、要介護認定率や一人当たり介護給付費が急増する 85 歳以上人口の割合が上昇することが見込まれます。このような人口動態は、サービス需要や給付費の増加など、今後の介護保険制度に大きな影響を与えることが予想されます。
- 高齢者人口の増加と同時に、生産年齢人口の急減が見込まれ、全産業的に人材確保が厳しい状況となる一方、サービス需要に対応した介護人材の需要は増えることが見込まれます。働く環境の改善を含む介護現場の人材確保に向けた取組の一層の推進が求められています。
- これまで、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできましたが、今後予想される人口構造と社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望するところで安心して生活できる社会を実現しなくてはなりません。

イ) 制度改正

第 9 期介護保険事業計画の検討に向けて、国は次のとおり見直しのポイントを示しています。

① 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、既存施設・事業所のあり方を含めたサービス基盤の整備の在り方を、地域の関係者と共有しながら議論することの重要性
- ・在宅で生活する要介護者を支えるための地域密着型サービスのさらなる普及、複合的な在宅サービスの整備と在宅療養支援の充実

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けた、多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点からの総合事業の充実の推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、包括的な相談支援体制の検討
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることの重要性

③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・処遇改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの、介護人材確保に向けた総合的な取組の実施
- ・都道府県主導の下での介護の生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進するとともに、介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

3 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

重層的支援体制整備事業について

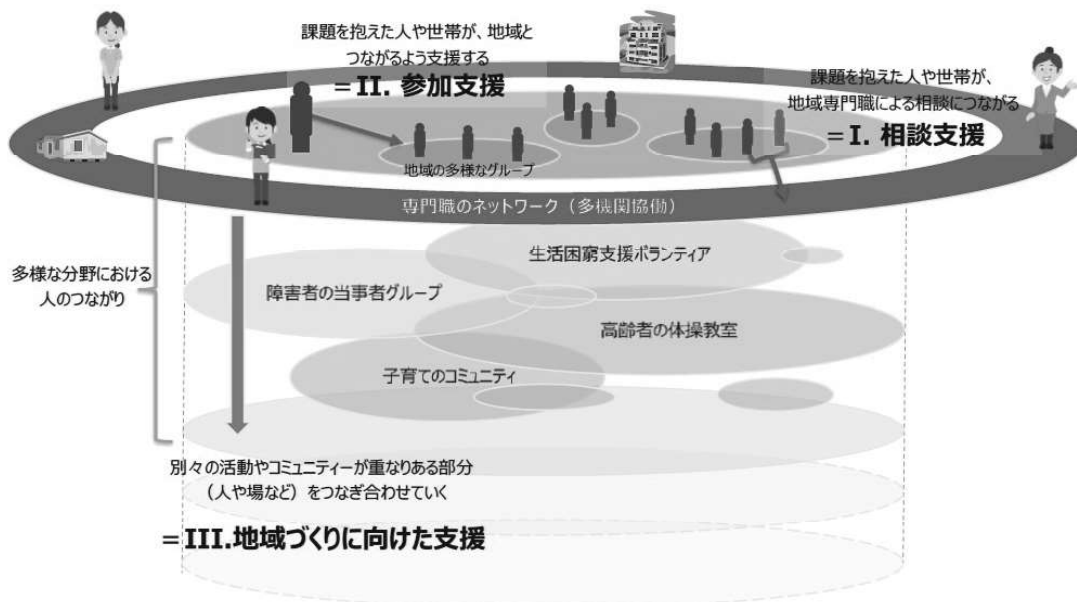
これまで日本の社会保障制度は、「子ども」「障がい者」「高齢者」などの対象者の属性、「要介護」「虐待」「生活困窮」「子育て」といったリスクやニーズごとに制度が設けられ、支援体制が構築されてきました。

しかし、8050問題²やダブルケア³など個人や世帯が複数の課題を抱え単一の制度では対応できないケースや、生きづらさや困難さはあるものの既存の制度には当てはまらないケースなど、適切な支援に繋がりにくい、あるいは全体を捉えて関わる必要のあるケースへの対応が問題になっています。また、これらのケースは解決や区切りをつけることが難しく、緩やかに繋がりがながらの伴走支援が必要になります。

こうした問題が表面化してきた背景としては、身近に頼れる家族や親族がいない、地域の共同体と繋がっていないか繋がりが希薄であるなど、旧来の社会保障制度が前提としてきた状況が大きく変化してきたことが挙げられ、このために既存の制度の範疇の問題であっても対応が難しくなっています。

これらの問題を解決するため、令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、「重層的支援体制整備事業」が明記されました。

重層的支援体制整備事業は、①適切な支援に繋がるための対応力向上、円滑な部署間連携、アウトリーチ等を含めた「相談支援」、②地域とつながるための「参加支援」、③各分野で取り組まれてきた地域づくりを基盤としつつ、可能な限り制度の壁を取り除き、また福祉とは関連してこなかった分野を巻き込んだ「地域づくり支援」の3つが核となって進められます。



資料：三菱 UFJリサーチ&コンサルティング

『重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック』（令和3年3月）

² 8050問題：80代の親が同居する無職やひきこもり状態の50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題。家族や本人の病気、離職（リストラ）、経済的困窮、人間関係の孤立など複合的課題を抱えていることが多い。

³ ダブルケア：子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと